

01 交通事故解決事例

CASE
01

後遺障害11級獲得 総額1200万円の賠償金を獲得

交通事故

事案の概要

50代 男性 自営業者

相談者は、早朝いつものように自転車で職場に通勤中、交差点を青信号で横断していたところ、左折してきた相手方の自動車と衝突しました。これにより相談者は、左足骨折、右手首捻挫等の怪我を負い、入院2か月を要する重大な傷害を負いました。

相談者は、入院中はもちろん、通院中も思うように仕事ができなくなっていました。収入の途を突然失ってしまったことへの不安とともに、相手方保険会社との交渉を不安に思い、担当弁護士に相談することとなりました。

解決結果

事故直後の段階で担当弁護士が相手方の加入する任意保険会社との交渉を引き受けました。

担当弁護士は、仕事を復帰できるようになるまでの間の休業損害を支払ってもらおうよう相手方と交渉し、事故前の収入とほぼ同額の休業損害の賠償金を確保しました。

また、担当弁護士は相談者の症状を踏まえ、症状固定後に後遺障害の認定請求を行う方針をとることとし、後遺障害診断書への記載方法についてアドバイスをを行いました。結果的に相談者は**後遺障害11級**を獲得することができました。

最終的には、治療費や休業損害以外にも**約650万円の賠償金**を獲得し、相談者は無事、事故前の生活を取り戻すことができました。

担当弁護士からひとこと

相談者が自営業者ということもあり、事故直後は今後の収入の途がなくなることへの不安も大きく、担当弁護士としては精神的な部分のケアも意識しました。受任後、早期に休業損害の支払いについて相手方保険会社に支払いを約束させることが出来たことで、相談者の不安は一定程度和らぐこととなりました。また、過失割合が当初から問題になる事案でありましたが、相手方保険会社に妥協することなく粘り強く交渉を続け、相談者の納得できる過失割合で合意することが出来ました。

後遺障害14級獲得 440万円の賠償金を受領

交通事故

事案の概要

40代 女性 パート主婦

相談者は、自動車を運転中、交差点の右矢印信号に従って右折進行したところ、赤信号を無視した相手方の対向直進車と接触しました。

この事故によって、相談者は**頸椎捻挫**・腰部打撲などの傷害を負いました。

当初相手方は事故の過失を認めようとしなかったことや、相手方保険会社から、治療の打ち切りを求められたりしたことで、相手方保険会社に対する不信感が募り、担当弁護士に相談することとなりました。

解決結果

事故から1年が経とうとしている中、怪我の回復具合が思わしくない中で、相手方保険会社からは治療の打ち切りを求められている状況でした。

受傷の程度や現在の自覚症状・通院日数等を踏まえて、相手方保険会社とは、治療の終了時期を明確に合意することで、若干の**治療の延長**を認めてもらいました。

症状固定後は、「神経症状を残すもの」という後遺障害14級の獲得を目指す方針のもと、後遺障害診断書に記載する内容等についてアドバイスを行いました。

その結果、相談者は無事後遺障害14級を獲得することができました。

後遺障害14級獲得後、担当弁護士は迅速に相手方保険会社に対して賠償額の意見書を提示し、事故の損害額について賠償交渉を行いました。

結果的に、治療費以外で**約440万円の賠償金**を得ることで合意に至りました。

担当弁護士からひとこと

全く落ち度のない事故に遭ったうえ、怪我の回復具合も思わしくない中で、相談者としては精神的にも辛い時期を過ごしてきました。相談者のそういった精神状況を理解した上、担当弁護士としては、長々と回復可能性の乏しい治療を継続するよりは、後遺障害の獲得を目指すべきという方針を決定しました。

最終の治療終了時期を相手方保険会社に提示することで若干の治療期間の継続を認めてもらうこともできました。

また、相手方保険会社との交渉においては、**主婦労働分の休業損害**を認めてもらうこともできました。

03

交通事故解決事例

CASE
03

後遺障害12級獲得 約700万円の賠償金を獲得

交通事故

事案の概要

30代 男性 会社員

相談者は、青信号に従い横断歩道を歩行中、右折進行してきた相手方自動車と接触する交通事故に遭いました。

この事故によって、相談者は**左鎖骨骨折**・頭部打撲などの傷害を負い、1か月を超える入院治療を余儀なくされました。

相談者は、損害賠償額がどの程度になるのかの見当も付かず、相手方保険会社との交渉が不安になったことから、担当弁護士に相談することとなりました。

解決結果

相談者は、症状固定後も骨折部の痛みも引かないという自覚症状を訴えていたことから、自賠責保険会社に対して、後遺障害の等級申請を行ったところ、**後遺障害12級を獲得**することができました。

後遺障害12級獲得後、担当弁護士は迅速に相手方保険会社に対して賠償額の意見書を提示し、事故の損害額について賠償交渉を行いました。

結果的に、治療費以外で**約700万の賠償金**を得ることができました。

担当弁護士からひとこと

症状固定後も肩の痛みが引かなかったことや、そもそも骨折という明確な損傷があったことから、当初から治療終了後（症状固定後）には後遺障害の申請を行う方針を立て、相談者にアドバイスを行いました。

担当弁護士の当初の見通し通りに後遺障害の等級が獲得できたことが大きなポイントとなる事案でした。

保険会社提示金額の倍以上の金額により示談成立したケース

交通事故

事案の概要

10代 男性 会社員

相談者は、二輪車で交差点を直進進入しようとしたところ、対向車線の相手方車両が急に右折してきて接触し、転倒しました。

この事故により、相談者は腰椎破裂骨折の重傷を負い、2ヶ月入院、7ヶ月通院した後、「脊柱に変形を残すもの」として後遺障害11級の認定を受けました。

相手方保険会社から損害賠償額を提示されましたが、適正な金額かどうかかわからず、弁護士に相談することになりました。

解決結果

相手方保険会社から提示された金額は既払い金（治療費・休業損害など）を除く390万円ほどでした。慰謝料が「保険会社支払基準により算出」とされており、裁判基準よりも低額でした。

そこで、相手方保険会社と交渉を行った後に、**交通事故紛争センターにあっ旋を申立て**、粘り強く交渉しました。

その結果、当初の賠償額の倍以上にあたる賠償金を**850万円**とするあっ旋案が提示された、示談成立に至りました。

担当弁護士からひとこと

保険会社から賠償金の提示があった場合には、何はともあれ弁護士に相談すべきであるということを強く感じた事案でした。

後遺障害11級が認定されていたため、賠償金の増額の幅も大きかったといえます。

裁判になると長期に及ぶ可能性がある一方、交通事故紛争センターでは数回のあっ旋期日で、ある程度納得のいく賠償額で示談できることが多く、早期の解決は相談者にとっても大きなメリットでした。

異議申立てにより後遺障害14級が認められた ケース

交通事故

事案の概要

60代 男性 自営業

相談者は、軽ワゴンを運転中、後部より乗用車に追突されました。

この事故により、相談者は外傷性頸部捻挫の傷害を負い、8ヶ月ほど通院を続けた後、治療は中止され症状固定となりました。

相談者には、首から肩にかけての痛みが継続したことから、後遺障害の認定を求めましたが、「非該当」と判断されました。

そこで、異議申立てをして認定を獲得することができないか、弁護士に相談することになりました。

解決結果

MR I 画像を撮影していなかったことから、別病院で撮影をしてもらい、後遺障害診断書を作成してもらうことにしました。

後遺障害診断書に記載する内容等について助言を行い、新たな後遺障害診断書をもとに意見書を作成して**異議申立てを行った結果、後遺障害14級が認定されました。**

後遺障害に対しての賠償金を得ることが出来たため、痛みが継続していた相談者から精神的不安を拭い去ることが出来ました。

担当弁護士からひとこと

後遺障害診断書の内容が後遺障害の認定において大きな意味があることを感じさせる事案でした。

もっとも、相談者は、症状固定後も自費で通院を続けており、症状の一貫性が強く評価されたとも考えられます。

痛みが継続する中で治療打ち切りとされそうな場合には、弁護士に相談して、その後の進行を見極めることが重要でしょう。

交通事故

事案の概要

40代 女性 主婦

相談者は、自動車を運転中、交差点の右折信号が青色になったため右折進行したところ、相手方車両が直進してきたため衝突。相談者は救急搬送され、頸椎捻挫・胸背部挫傷などの傷害を負いました。

相談者は、3ヶ月ほど通院を続けたところで、今後の進行が不安になったこと、子どもを抱え主婦としての忙しさもあり、保険会社との交渉も負担が大きかったこと等から、弁護士に相談することとなりました。

解決結果

通院期間にある程度の目処を立てて、通院を継続してもらいました。

そして、通院継続後も痛みが残っていたことから、後遺障害の認定手続きを行うことにして、自賠責保険に対して被害者請求を行いました。

その結果、**後遺障害14級を獲得**し、自賠責保険から一部の賠償金の支払いを受けた上で、最終的な示談に向けて、相手方保険会社と交渉をしました。

相談者はパートを辞めたばかりではありましたが、家事従事者として、休業損害や逸失利益の賠償も得ることができ、治療費等のほかに**320万円の賠償金を受領**することになりました。

担当弁護士からひとこと

保険会社との対応に精神的な負担を感じている方も多く、弁護士が窓口となることの重要性を痛感した事案でした。

特に、治療の打ち切りなどを言われることなく、通院を継続できたことは大きなメリットでしたし、後遺障害診断書の作成についても助言ができました。

被害者請求したことで、自賠責保険から一部賠償金が得られたことは、相談者の生活にとっても意味があり、その余の賠償金の交渉が粘り強くできることとなりました。

立体駐車場内の物損事故で過失ゼロが認定された

交通事故

事案の概要

30代 女性 専業主婦

相談者は、ショッピングセンターに併設された立体駐車場内に自動車を駐車しました。

用事を終えて帰宅しようと立体駐車場内通路を下っていたところ、駐車するために、同駐車場内通路を上ってきた相手方自動車と両すくみのような状態になりました。

ギリギリのスペースを相手方が切り返しながら通り抜けようとしたところ、結局相手方車両と相談者の車両が接触してしまいました。

相談者は、自車の自動車の修理代を全額相手方に請求したいと考えましたが、相手方の任意保険会社の担当者からは、事故の状況に当事者双方で食い違いがあり、相談者にも相当の過失があるはずだと反論されてしまいました。

そこで相談者は、弁護士に相談することとなりました。

解決結果

当職が相手方保険会社と最初に交渉した時点では、当方にも相応の過失（3割程度）があることを先方は主張していました。

相談者から聴き取りをしたところ、事故の一部始終を目撃した**目撃者**がいて、相談者が連絡先を知っているとのことでした。

そこで当職から直接目撃者にご連絡し、目撃者が認識している事故の状況を聞き取りました。

目撃者の方からは、当方が主張したい事故状況に沿った内容を供述して頂けたことから、**陳述書の形式で書面をまとめ、署名押印して頂くことができました。**

そして、事故の状況について、上記陳述書を添えた当方の**意見書を作成し**、相手方保険会社に提出して再交渉を行ったところ、**当方の主張を認めて頂き、当方の過失はゼロ**ということで相手方保険会社と示談を完了することが出来ました。

担当弁護士からひとこと

双方の主張に隔たりがあり、水掛け論に終始してしまうところでしたが、本件においては事故の目撃者がいたこと、当方の主張に沿った供述をしていただけたことから交渉段階でありましたが、当方の意見書に沿った内容で、相手方の合意を取り付けることができました。

08 交通事故解決事例

CASE
08

道路を直進走行中に起きた相手方車両との物損事故

交通事故

事案の概要

50代 女性 主婦

相談者は、国道の幹線道路を走行中、信号機のない交差点から飛び出してきた相手方車両と衝突しました。

ケガはなかったものの、物損の修理代金について、どのように交渉すればいいか不安になり当事務所に相談に来ました。

解決結果

現場の状況を依頼者とともに確認し、衝突地点等を確認しました。

そのうえで、事故状況の見取図を業者にお願いして作成しました。

当方は、優先道路を走行していたものであって、基本的にはほぼ落ち度がないという判断のもと、相手方と交渉を行いました。

相手方には事故の過失を100%認めてもらうことができました。

他方で相手方が生活保護受給者という事情もあり、総額50万円を長期間の分割払いで支払ってもらうという内容で合意しました。

担当弁護士からひとこと

当方にはほぼ落ち度がないという事案でしたが、相手方の経済力や属性に不安がある事案でした。

相手方に事務所に来所頂き、事故の状況を説明しながら、相手方の支払える範囲での分割払いということで理解を得ました。

なお、**修理代金が車両の時価相当額+買換諸費用を超えるいわゆる経済的全損の事案であったため、修理費全額が損害とは認められないという見通しの事案がありました。**

自費での治療を継続し、後遺障害14級を獲得した事例

交通事故

事案の概要

50代 女性 パート

相談者は国道を走行し、前方が渋滞していたため停車していたところ、相手方車両が後方から衝突しました。

頸部捻挫、腰部捻挫の傷害を負い、今後の通院慰謝料については、可能な限り100%に近い賠償金を得たいという思いから、当事務所に相談に来ました。

解決結果

事故から半年を経過したあたりで、相手方任意保険会社からの治療費は打ち切られることになりました。

治療費の支払いについては健康保険を利用することに切り替えた上で、2～3か月程度自費での治療を継続してもらいました。

自賠責保険の被害者請求により、後遺障害を申請したところ14級を獲得しました。

その後は相手方任意保険会社と上積みの損害について交渉を重ねました。

最終的には、既払い治療費とは別に、総額400万円程度の賠償金を得ることで示談が成立しました。

担当弁護士からひとこと

依頼者の意向としては、後遺症の被害者請求を行うかどうか迷っていましたが、治療期間や治療回数等を踏まえると、神経障害として14級の獲得の可能性がありうる事案でした。

被害者請求すること自体に要する費用は、後遺障害の診断書（病院によりますが1万円前後）を除けば数千円程度で済むことを説明の上、後遺障害の申請に踏み切りました。

結果的に、後遺傷害を獲得し、主婦労働を前提とする休業損害、逸失利益などを受けることも出来ました。